第80号 平成27年5月7日



編集・発行: 富津市社会福祉協議会

## 平成27年4月スタート

もしも、生活に困ったときは……

生活に困窮した方の 自立を支援する セーフティネット

# あなたを支えます 生活田第者自立支援法



生活に困った… 家計が苦しい…



相談できる人が いない…



そんなときは まず、 ご相談<ださい!

## くらしと仕事の相談支援センター

(富津市社会福祉協議会内) ☎87-9611

富津市社会福祉協議会では、富津市から委託を受け下記の事業を実施することになりました。生活に困った、家計が苦しい、仕事を探したいなど、まずはご相談を。専門の職員がお話しを聞き、相談者にあった支援をいたします。

# 誰もが生活困窮に陥るかもしれない

# 恐れがあります

長引く景気の低迷により雇用を取り巻く環境はいっそう厳しくなり、長期の失業や非正規雇用による低収入などが増加し、働ける世代でも生活保護受給者が増加しています。また、生活保護を受けている世帯の約4分の1の世帯主が生活保護世帯の出身という「貧困の連鎖」が続いています。

さらに家庭や地域に目を向けると、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化による地域コミュニティーの衰退など社会的孤立が問題になっています。

このような社会の変化の中では、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面しているといえます。そこで、生活に困った場合でも自立した生活を送るための支援を確実かつ適切に受けられるように、生活困窮者自立支援法が創設されました。



対象となる方

生活保護を受けている方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方(生活困窮者)です。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、これまで制度のはざまで支援を受けられなかった複合的な課題を抱えた方にも対応していきます。

# 生活に困っている方を支援する

# 「第2のセーフティネット」

わが国では安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」として、また、万一のときにも最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」としてみなさんに安心を提供してきました。

しかし、近年の雇用状況の変化から、それだけでは安心した国民生活が支えられなくなってきており、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット」として「生活困窮者支援制度」が構築されました。



# くらしと仕事の相談支援センター

## で相談を受け付けます

富津市在住で、失業や離職などの経済的問題や生活していくうえでのさまざまな問題を抱えた方を対象とした無料相談窓口です。

## 例えば、このようなことでお困りではありませんか?

- 失業して仕事がなかなか決まらない
- 什事が長続きしない
- 家族がひきこもりで心配
- 家計のやりくりに困っている

- 借金が多く悩んでいる
- 市役所から督促状がきた
- どうしたら解決できるかわからない

#### 一人で悩まずお気軽にご相談ください

「くらしと仕事の相談支援センター」では、相談支援員が相談者と一緒に問題解決に向けて考え、取り組んでいきます。



### 生活に困った方を支援するサービスの紹介

#### 什 事 就労支援

ハローワークと連携して、就労支援を行います。

#### 貸 付 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障害者、高齢者等の世帯に対する 生活資金の貸付を行います。

## 家計 家計相談支援事業

失業や債務問題等を抱え、家計に問題のある人に、家計の再建に向け支援計画を作成し、 必要に応じた支援を行います。

#### **学 33** 学習支援事業

被保護世帯の中学生に対し、学習支援を行います。

#### フードバンク(受付窓口)

生活困窮者世帯に対して民間の任意団体の協力により、緊急時に食料品の提供を行います。

## 被生活保護者を支援する事業も実施します

生活保護法第55条の6の規定に基づき、被保護者の就労支援を被保護者からの相談に応じ、情報の提供 や助言・就労支援を行う事業です。被保護者の自立の促進を図ることを目的とするものです。

## 生活に困っている方、不安や心配がある方は ご相談ください

生活に困っている方が抱えているさまざまな問題に対応し、自立した生活が送れるように支援するた めに相談を受け付けています。

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人(生活困窮者)は誰 でも相談できます。年齢に制限はありません。また相談は無料です。

経済的な問題で生活に困っている、長く失業している、引きこもりやニートで悩んでいる、働いた経 験がなく不安な方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。専門性を有する支援 員が相談に応じ、支援へとつなげます。

#### 相談の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいきます。



#### ●まず、困っていることを何でも話してください

- 就労や家庭、心身の問題など抱えている問題を相談員が広くうかがいます。
- 相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなげます。
- 窓口に来られない場合には相談員が訪問することもできます。



#### ●あなたに必要な支援が計画的に提供できるように、 自立への計画を立てます。

- - あなたの抱えている課題を評価・分析し、必要な支援を把握します。
  - あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に 向けたプラン(自立支援計画)を策定します。



#### **●自立への目標に一緒に取り組みましょう**

- あなたの問題を解決するために必要な関連機関と連携して支援を行います。
- 各人の状況に合わせて継続して支援します。

社会福祉法人 富津市社会福祉協議会

#### くらしと仕事の相談支援センター ☎87-9611

(相談受付時間 9:00~16:00 土日祝日・年末年始を除く)

住所: 富津市下飯野2443 富津市役所1階



**FONT** ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられる by MORISAWA よう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



